

單位：大氣	pg-TEQ/m ³
水質	pg-TEQ/L
底質	pg-TEQ/g
土壤	pg-TEQ/g

大気について

(注1)平成9年～11年度は大気汚染防止法に基づく地方公共団体が実施した大気環境モニタリング調査結果(旧環境庁の調査結果を含む)である。

(注2)年間平均値を環境基準(上)に評価することとしている地点に限る。

(注3)毒性等量の算出には、平成10年度以前は、 $1 - \text{TEF}(1988)$ 、平成11年度から平成19年度は $\text{WHO} - \text{TEF}(1998)$ 、平成20年度以後は $\text{WHO} - \text{TEF}(2006)$ を用いている。

(注4)原則として、平成10年度以前は、各異性体の測定濃度が定量下限未満の場合は0として毒性等量を算出している。

平成11年度以後は、各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままの値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出している。

公共用水域、地下水質について

(注1)毒性等量の算出は、平成19年度までは $\text{WHO} - \text{TEF}(1998)$ 、平成20年度以後は $\text{WHO} - \text{TEF}(2006)$ を用いている。

(注2)各異性体の測定濃度が定量下限未満で検出下限以上の場合はそのままの値を用い、検出下限未満の場合は検出下限の0.1/2の値を用いて毒性等量を算出している。

土壌について

(注1)毒性等量の算出には、平成19年度までは $\text{WHO} - \text{TEF}(1998)$ 、平成20年度以後は $\text{WHO} - \text{TEF}(2006)$ を用いている。

(注2)各異性体の測定濃度が0.2以下の場合には毒性等量を算出していない。

(注3)平成21年度以後の簡易調査に定める地点は、平均値、濃度範囲等が特定できないため、上表には含めていない。

(注4)地方自治体が年次計画を定めて管内の地域を調査することとしているため、調査地点は毎年異なる。